

公募型プロポーザル方式 対象案件に関する質問・回答

工事名	令和元年度 与田切発電所大規模改修工事
掲示日	令和元年 11月28日
回答者	長野県企業局 南信発電管理事務所

No.	質問	回答
1	要求水準書p.1の発電所概要で有効落差が321.30mとなっていますが、表-2.1では最大331.32mとなっており、どちらが正しいでしょうか。 (質問受付:令和元年11月14日)	表-2.1の表記が誤りです。有効落差(最大)321.30m(常時)329.85mです。要求水準書を修正します。 (回答:令和元年11月28日)
2	要求水準書p.19の2)ア)試運転の実施で、機器調整及び無水・有水試験を概ね令和5年2月末までに十分な余裕を持って実施することとなっていますが、売電開始(令和6年4月1日)までの期間が1年以上と長くなっています。機器の納期の関係上、令和5年2月末まで無水・有水試験まで終わらせるのは厳しい状況のため、この時期を後ろにずらすことは可能でしょうか。また、1年以上の連測運転をすることが必要な理由も合わせて教えてください。 (質問受付:令和元年11月14日)	「試運転の実施は、令和6年2月末までに終わらせること」の間違いです。要求水準書を修正します。 (回答:令和元年11月28日)
3	発電所諸元の中の発電電力量の試算についての質問ですが、要求水準書では流量資料としてp.3で流況表のみ示されています。発電電力量の試算方法はいろいろあると思いますが、この流況表を用いて算出する「概算的方法」での試算でよろしいでしょうか。また、10年間の日平均流量のデータがあればそれからも試算できますが、そうした流量データはご提供いただけるでしょうか。 (質問受付:令和元年11月14日)	発電所電力量の試算方法は、最適な試算方法で行って下さい。10年間の日平均流量データは追加開示資料として提供します。 (回答:令和元年11月28日)
4	要求水準書p.4の説明の中で、過去10年間で濁水による洪水停止実績が年28日あるとのことですが、与田切上流地点発電所の完成後は、この期間も1.8m ³ /sの取水が可能と考えてよろしいでしょうか。 (技術提案に関する質問) (質問受付:令和元年11月14日)	ご理解のとおりです。 (回答:令和元年11月28日)
5	要求水準書 11P 3.(1)1)エ)耐震性能は、…既設設備を流用する場合は、耐震診断を行い必要な補強を行うこと。と記載ありますが、発電所建屋の強度によっては補強に止まらず建替の可能性もあり得るということでしょうか。 (質問受付:令和元年11月21日)	発電所建屋の建替は想定していませんが、新たに設置する機器が影響する場合、必要な耐震性能を確保してください。 (回答:令和元年11月28日)
6	要求水準書 11P 3.(1)1)キ)発電所基礎は、…との記載の解釈ですが、水車発電機の基礎部分の工事によって発電所建屋の強度に影響する場合に限り建屋を補強するということでしょうか。また、5と同様発電所建屋の建替の可能性はあり得るのでしょうか。 (質問受付:令和元年11月21日)	発電所建屋の建替は想定していませんが、新たに設置する機器が影響する場合、必要な強度を確保してください。 (回答:令和元年11月28日)

No.	質問	回答
7	要求水準書 12P 3. (1) 5) ク) 流量観測設備は既設システムにも設置されている のでしょうか？ (質問受付: 令和元年11月21日)	既設設備には流量観測設備はありません。 (回答: 令和元年11月28日)
8	環境アセス調査の必要性は有りますか？ (回答: 令和元年11月22日)	要求水準書記載のとおりです。 (回答: 令和元年11月28日)
9	本工事に係るトータルマネジメントを行う者の専任 者は現場工事着手時から考えています。 (回答: 令和元年11月22日)	契約時より専任をして下さい。 (回答: 令和元年11月28日)
10	有水試験を令和5年2月までに実施、FIT売電令和6 年4月からとありますが、その期間は長いようですが 他設備との関連で売電が6年4月となっているので しょうか？ (回答: 令和元年11月22日)	回答No.2をご覧ください。 (回答: 令和元年11月28日)
11	既設水車ランナの補修(取替)履歴などを提供いた だきたい。 (質問受付: 令和元年11月22日)	平成3年度、平成15年度に取替を実施しています。 (質問回答: 令和元年11月28日)
12	28日流量までを既設取水口の洪水停止とあるが、 与田切発電所取水地点の10年平均(2008年~2017 年)28日流量(3.54m ³ /s)以上の日は与田切上流発 電所から1.8m ³ /sの注水があることでよろしいでしょ うか。 (質問受付: 令和元年11月22日)	ご理解のとおりです。 (質問回答: 令和元年11月28日)